

桜井市公共施設再配置方針 概要版

公共施設等総合管理計画では、多くの公共施設が老朽化し更新が必要な時期を迎えている中、少子高齢化等による人口減少や財政見通しなどを踏まえ、将来を見据えた「公共施設の数値目標」を、「長寿命化対策を図り、施設保有量（延床面積）を40年間で32.2%縮減」と決めました。

「公共施設再配置方針」は、公共施設等総合管理計画を踏まえ、将来を担う次の世代に公共施設をより良い形でつないでいくことを目指し、限られた財源や財産をより有効に活用しながら、公共施設の最適な配置を実現していくため策定します。

■再配置方針の対象期間

本方針においては、当面10年間における取組について定めるものとし、平成28年度から平成37年度を期間として定めます。なお、今後の取組の進捗状況や社会情勢の変化、関連計画の策定・改定等により、必要に応じて見直しを行います。

■再配置方針の対象施設

本方針の対象施設は、本市が保有している公共施設とし、インフラ施設については、再配置に適さない施設であるため、本方針の対象外としています。



公共施設等

公共施設等総合管理計画

公共施設再配置方針

公共施設

市民文化系施設、社会教育系施設、スポーツレクリエーション系施設、産業系施設、学校教育系施設、子育て支援施設、保健・福祉系施設、行政系施設、公営住宅、公園、供給処理施設、上水道、その他

インフラ施設

道路、橋りょう、トンネル、公園、上水道、下水道

■公共施設再配置の必要性

桜井市の現状

■厳しい財政事情

平成27年度における歳出（普通会計）に占める地方税の割合は28%です。また、経常収支比率は99.1%と厳しい状況になっています。

■施設保有量

平成28年4月1日現在、本市の公共施設保有量は249,342㎡となっています。また、住民基本台帳人口一人あたりの公共施設延床面積は4.23㎡となっています。

■公共施設の老朽化

公共施設の総延床面積のうち、築30年以上の建物が約5割を占め、築50年以上の建物は約3割を占めます。

桜井市の将来

■人口減少と少子高齢化

10年後の平成37年と40年後の平成67年の人口推計は、

	平成27年	⇒	平成37年	⇒	平成67年
人口	57,244人	⇒	55,681人	⇒	46,651人
高齢者の割合	28.7%	⇒	31.4%	⇒	34.3%
生産年齢人口の割合	58.8%	⇒	56.5%	⇒	51.4%
年少者の割合	12.3%	⇒	12.1%	⇒	14.3%

国勢調査
桜井市人口ビジョン
となります。

■更新等費用の負担の増大

10年後は築30年以上の公共施設が約19万6千㎡となり、全体の約8割を占めます。また、10年後は築50年以上の公共施設は約4万7千㎡となり、全体の約2割を占めます。

■税収の減少と歳出の増加

少子高齢化が進み人口が減少していくため、社会保障等の歳出は増加し、税収は減少すると予測されます。このため、市民一人あたりの負担が増えることになります。

公共施設を維持し続けると

■維持管理・更新費用の増大

今後、公共施設の老朽化が進むと、建物の修繕や改修など、維持管理・更新費用の増大が見込まれます。

■更新等費用の不足

今後40年間の公共施設の更新等費用は、約26.5億円/年と試算され、公共施設の普通建設事業費等の見通しは、約12.8億円/年と見込まれます。今後、更新等費用が不足すると予測されます。

■老朽化施設の増加

老朽化した施設が増えると、重大な事故や致命的な損傷等の可能性が高まると予測されます。

■人口一人あたりの延床面積の増加

現在の住民基本台帳人口一人あたりの公共施設延床面積は4.23㎡です。人口ビジョンの人口推計による40年後の一人あたりの公共施設延床面積は、5.34㎡にまで増加し、市民一人あたりの負担の増大が懸念されます。

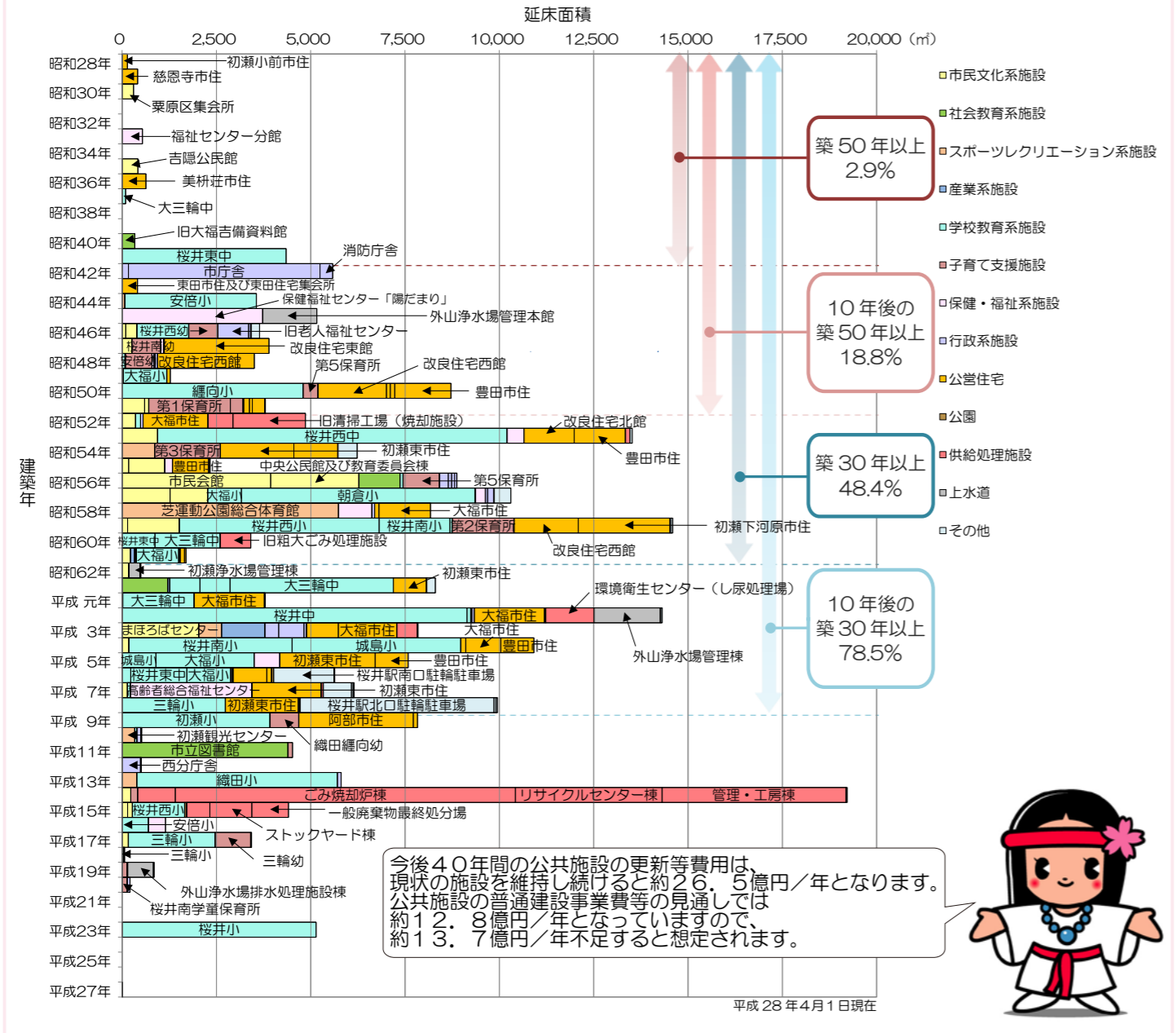
今後、公共施設保有量を減らし、将来必要となる費用を削減する必要があります。

公共施設再配置の必要性

公共施設の現況と課題

■ 建築年別延床面積の構成比

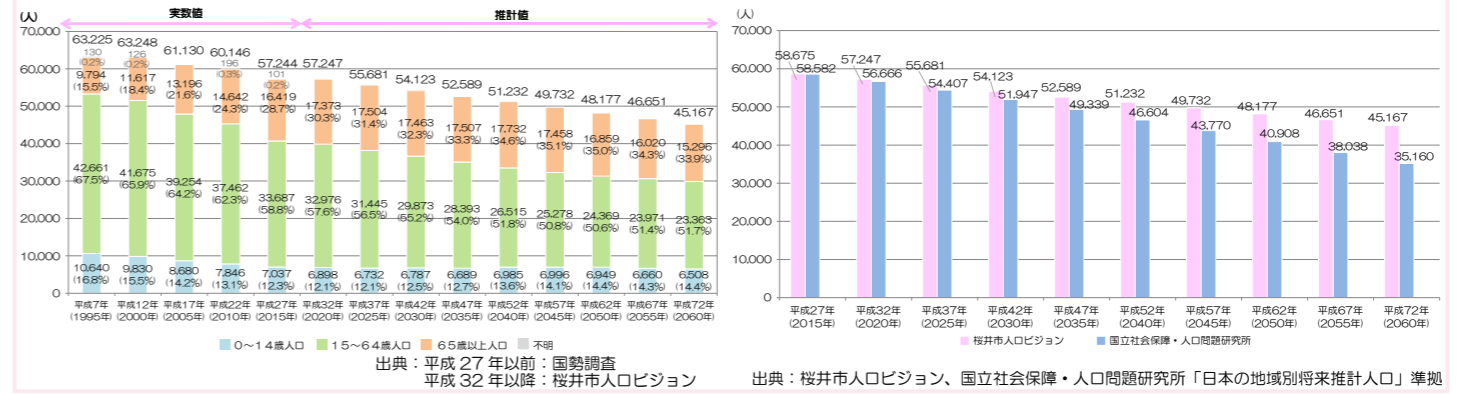
本市の公共施設のうち、築30年を超えた施設は全体の48.4%を占めています。また、旧耐震基準の建築物のうち、耐震改修等未実施の建築物は全体の約3割に上ります。



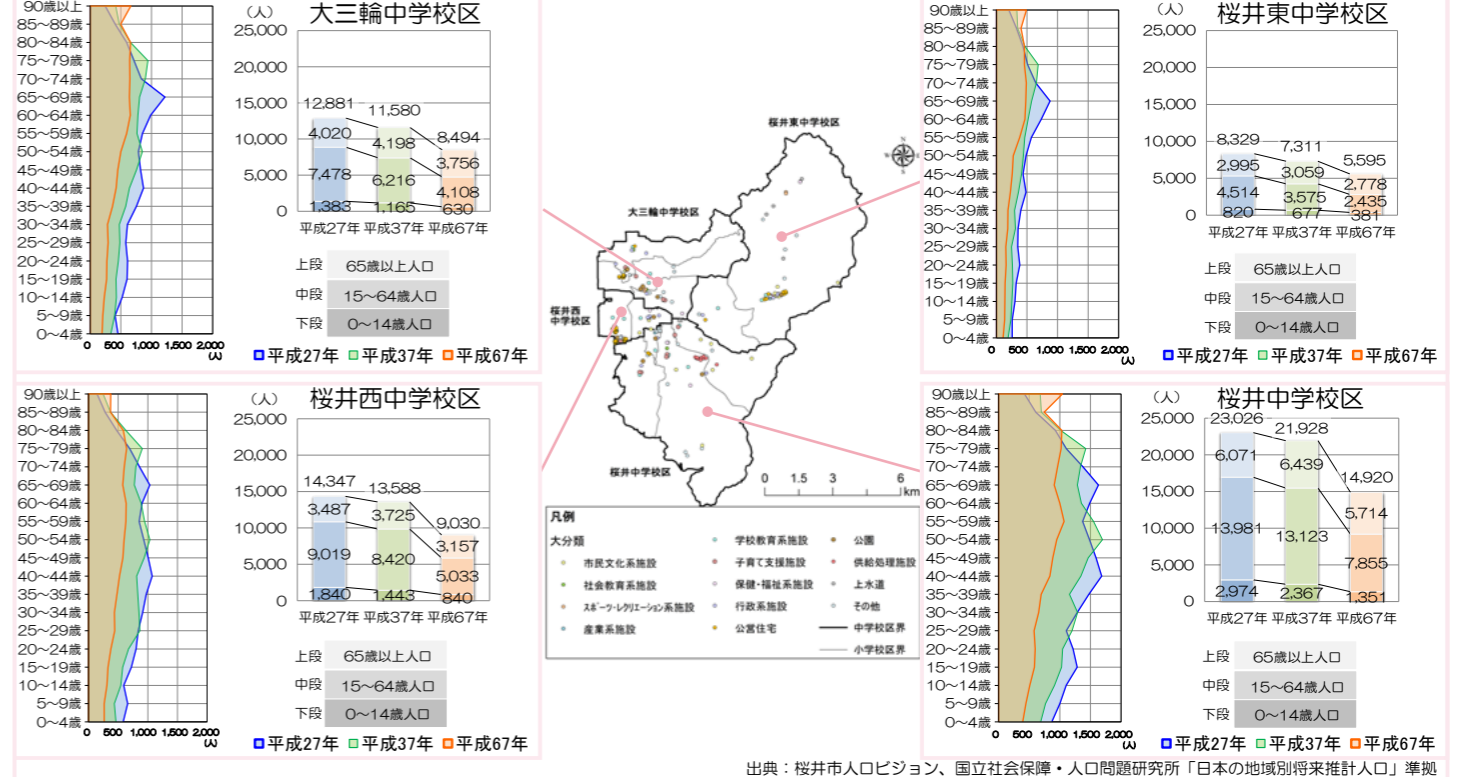
人口の現況及び将来予測

■ 人口の現況と将来展望

本市の人口は、平成12年をピークに減少に転じ、平成27年の国勢調査では57,244人となっています。「桜井市人口ビジョン」においては、雇用や子育て支援等の対策を講じ、平成67年の人口推計を46,651人としています。一方、国立社会保障・人口問題研究所では平成67年の人口推計を38,038人としており、厳しい数値を算出しています。



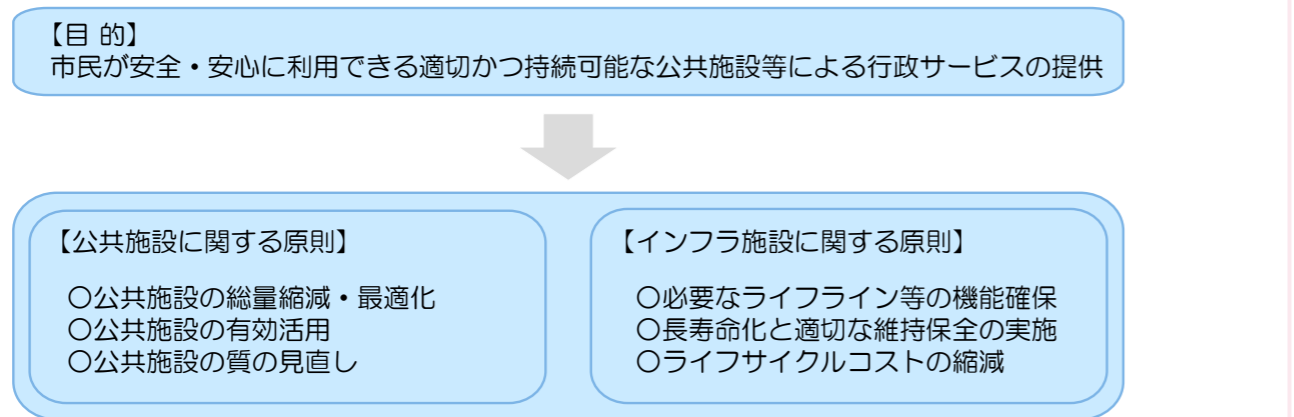
■ 地域別でみた人口の将来予測



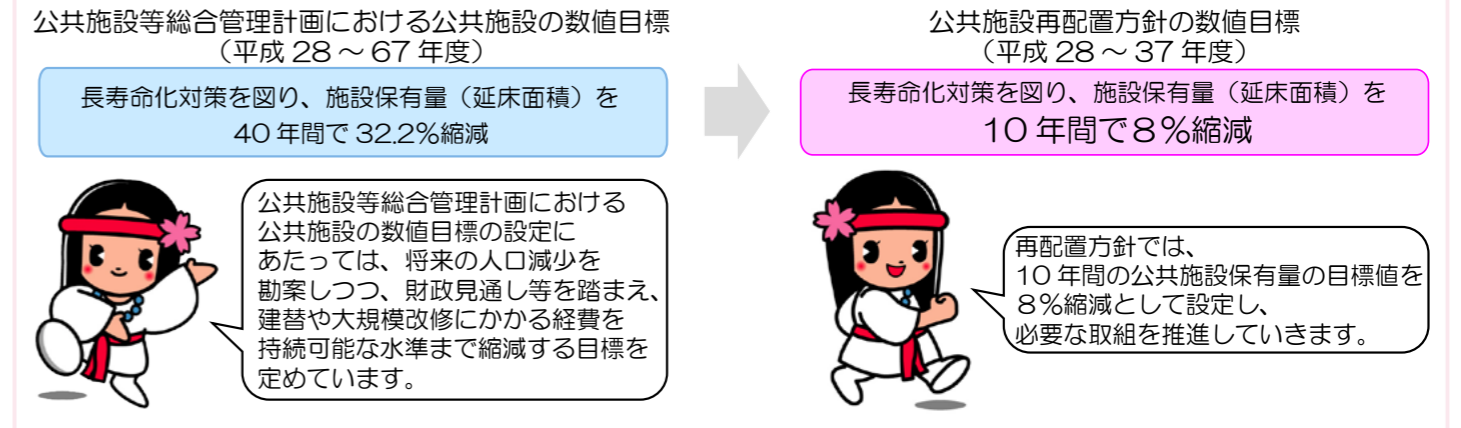
公共施設等総合管理計画の実行に向けて

■ 基本的な考え方

公共施設等マネジメントを推進していくため、公共施設等総合管理計画において、以下のような原則を定めています。



■ 数値目標



再配置方針

■再配置方針の考え方

本市における再配置を進めるにあたって、公共施設等総合管理計画における【公共施設に関する原則】を踏まえ、再配置方針として以下の内容を定めることとします。

1) 公共施設の総量縮減・最適化

本市の将来を見据えた適切な財産保有を行うため、「公共施設の総量縮減・最適化」を図る。

- ①公共施設を適切に維持保全できる施設保有量に縮減する。
- ②公共施設の新規整備を抑制し、新規整備が必要なときは同等以上の床面積を縮減する。
- ③低・未利用施設の活用や複合施設による最適化を行う。

2) 公共施設の有効活用

利用者及び負担者の満足度を高めるため、「公共施設の有効活用」を図る。

- ①受益者及び税負担者を考慮した最適な施設運営を行う。
- ②公共施設における新たな収入を増やし、維持管理コストの削減に取り組む。
- ③低・未利用施設の売却や貸付を進める。

3) 公共施設の質の見直し

保有し続ける財産については、耐震化及び長寿命化を図り、「公共施設の質の見直し」を図る。

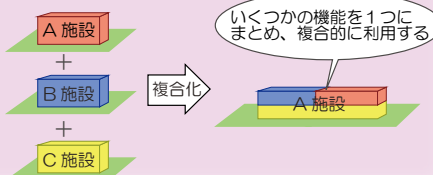
- ①公共施設の保全優先度を検討する。
- ②今後も保有する旧耐震基準の公共施設について、耐震化対策を行う。
- ③今後も保有する公共施設について、長寿命化対策を行う。

■再配置に向けた4つの方策

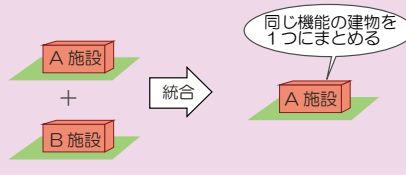
再配置に向けた方策として、複合化、統合、転用、用途廃止があります。



1) 複合化



2) 統合



3) 転用



4) 用途廃止



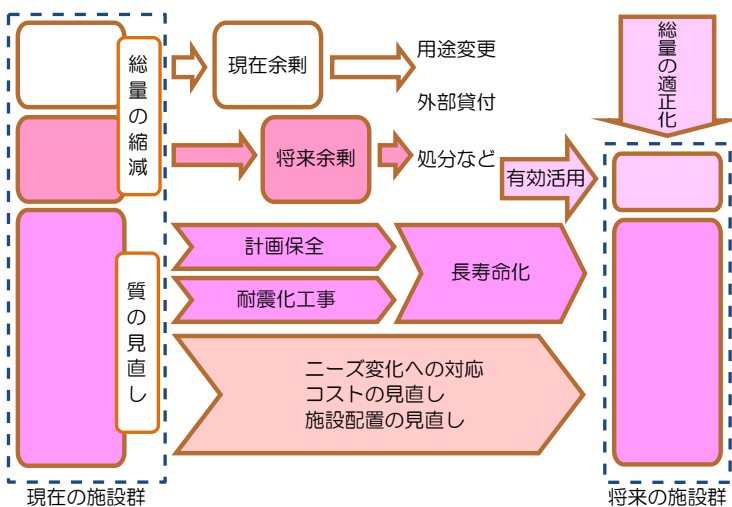
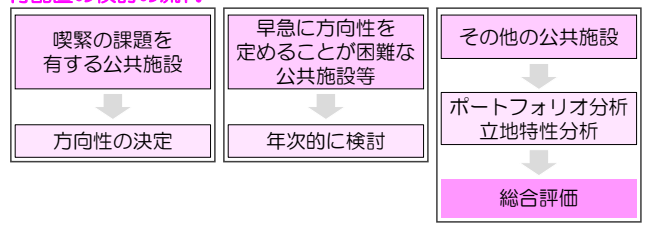
■アクションプランの取組

アクションプランは、公共施設等総合管理計画の実施計画として位置づけるもので、公共施設再配置方針に基づき、今後10年間における取組内容を示すものです。

■今後の進め方

アクションプランにより再配置が必要となる施設については、説明会等を開催し、市民との協働により、適切な公共施設マネジメントを推進していきます。

再配置の検討の流れ



桜井市公共施設再配置方針（概要版）

平成 29 年3月

発行／桜井市 編集／桜井市 総務部 総務課 ファシリティマネジメント推進係

〒633-8585 桜井市大字粟殿 432 番地の1 TEL：0744-42-9111（代表） / FAX：0744-42-2656